

大館市農業委員会総会議事録

令和5年1月13日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和5年1月13日（金）午後1時58分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	17番	虻川 マキ子
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	18番	安部 幸美
3番	阿部 重信	11番	小畑 美恵子	19番	渡邊 久雄
4番	斎藤 重春	12番	富樫 英悦		
5番	小林 大樹	13番	畠山 繁司		
6番	小畑 純市	15番	糸屋 由衛門		
7番	伊藤 昇	16番	菅原 和久		
3. 欠席委員の氏名（2名）					
10番	菅原 一成	14番	浅利 瑞穂		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	鳥潟 克次			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	佐々木信成			
6. 議事録署名委員	9番	藤盛 久登		11番	小畑 美恵子
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 2 号	地目変更登記に係る登記官からの照会について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 5 号	非農地証明願に対する処分について
議案第 6 号	農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)
議案第 7 号	農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

局長

定刻前ではありますが、予定の皆様がお揃いですので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。
事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 17 名の出席であります。
よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、10 番 菅原一成 委員、14 番 浅利瑞穂 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 9 番 藤盛久登 委員、議席番号 11 番 小畑美恵子 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告（12 月総会～1 月総会）について
- ・報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 2 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第1号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

27 ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和5年1月13日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

28 ページをお開き願います。

内訳は、28 ページ、29 ページのNo.1 から 4 の 4 件で、地目は田が 20,752 m²であります。

譲受の事由は、No.1 から 4 すべてが「経営拡張」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第7号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第1号 No.1 から 4 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第1号 No.1 から 4 について、原案のとおり決し
てご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請書の送付について』
を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

30 ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第4条の規定による転用許可申請があったので、大館
市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和5年1月13日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

31 ページをお開き願います。

内訳は、No.1 の1件で、地目は畑、面積は990 m²であります。

申請人は、共同住宅を建築しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであ
りますが、申請地は秋田職業能力開発短期大学校から南東約590mに位置す
る第3種農地と判断され、農地法運用第2の1の(1)のエの(ア)のbの
(c)（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている
こと）に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準について

であります、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1 の位置図及び配置図は 32、33 ページに記載のとおりであります。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 18 番の 安部幸美 職務代理よりご報告願います。

18 番（安部幸美 職務代理）

18 番の安部幸美です。

議案第 2 号について、去る 1 月 6 日に渡邊久雄 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

No.1 についてであります。申請地は 32 ページの位置図になります。

この場所は、秋田職業能力開発短期大学校から南に 180m 進んだ先の Y 字路を左折し、市道 長橋たつみ町線を 460m 進んだ右側の畑で、休耕地として管理されておりました。

33 ページの配置図にありますように、平成 30 年に共同住宅を建築し満床活用されている状況のため、隣地に再度共同住宅を新築するものであります。

転用にあたっては、市道に合わせ整地を行い、北側、西側、南側には境界ブロックをして土砂等の流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は水路放流とし、汚水や生活雑排水は、公共下水に排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、安部幸美 職務代理から、現地調査の結果報告があった議案第 2 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 2 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 3 号『農地法第 5 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

34 ページをお開き願います。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 1 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は 35 ページのNo.1 の 1 件で、地目は畑、面積は 660 m²です。

転用の目的は、県営事業の、ため池整備事業の現場事務所として使用するために一時転用しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、矢立出張所から約 260m に位置する 2 種農地で、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のオの (ア) の a の (b) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1 の位置図及び配置図は 36, 37 ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 19

番の 渡邊久雄 委員よりご報告願います。

19 番（渡邊久雄 委員）

19 番の渡邊久雄です。

議案第 3 号について、去る 1 月 6 日に安部幸美 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

No.1 についてであります。申請地は 36 ページの位置図になります。

この場所は、矢立出張所南側の主要地方道 白沢田代線を北西に約 240m 進んだ右側の畑であり、現地は雪で確認できませんでしたが、聞き取り等により休耕地として管理されているとのことでした。

37 ページの配置図にありますように、ため池等整備工事のため地権者から農地を借りて現場事務所を設置するものです。

転用にあたっては、造成は行わず鉄板敷きとし、隣接地に緩衝帯を設け、土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、簡易トイレとすることから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、渡邊久雄 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 3 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 3 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 4 号『農地法第 5 条の規定による所有者移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

38 ページをお開き願います。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 1 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

39 ページをお開き願います。

内訳は、No.1 の 1 件で、地目は畑、763 m²となります。

No.1 は駐車場を造成しようとするものです。

No.1 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、釈迦内小学校から約 1,080m に位置する 2 種農地で、農地法の運用 第 2 の 1 の(1)の力の(ア)に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1 の位置図及び配置図は、40、41 ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 19 番の 渡邊久雄 委員よりご報告願います。

19 番（渡邊久雄 委員）

19 番の渡邊久雄です。

議案第 4 号について、去る 1 月 6 日に安部 幸美 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 40 ページの位置図になります。

この場所は、譲受法人の東側にある農地で、現地は雪で確認できませんでしたが、聞き取り等により休耕地として管理されているとのことでした。

41 ページの配置図にありますように、事業所敷地に隣接しており、業務車両や従業員の車両を申請地にまとめて利便性の向上と車両管理を行うため駐車場用地として造成しようとするものです。

転用にあたっては、申請地に隣接する雑種地と一体利用し 0.3m 盛土をして造成を行い、北側へは L 型擁壁、東側には境界ブロックを設置し南側は既存のコンクリートブロックがあるため土砂等の流出もありません。

雨水排水は自然流下としますが、駐車場で使用するため、汚水や生活雑排水は無いことから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、渡邊久雄 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 4 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 4 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 5 号『非農地証明願に対する処分について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

42 ページをお開き願います。

議案第 5 号 非農地証明願に対する処分について

次のとおり、非農地証明願があったので、これの処分（農地法第2条の規定による農地又は採草放牧地であるか否か）について意見を求める。

令和5年1月13日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、43ページのNo.1の1件で、地目は田で、214㎡となっております。

当該箇所は白沢郵便局から南西に110m進んだ左側にある農地で、昭和45年以降耕作していない状態のため非農地願いが出されたものであります。

本件は、大館市非農地証明処理基準の第3条第1項第4号（農地として復元しても継続して利用することができない）に該当するため、非農地となるものと考えます。

申請地の位置図は44ページに記載のとおりであります。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1の現地調査の結果を議席番号18番の安部幸美 職務代理よりご報告願います。

18番（安部幸美 職務代理）

18番の安部幸美です。

議案第5号、No.1について現地の状況を報告いたします。

申請地は44ページの位置図にありますように、白沢郵便局から南西側に約110m進んだ左側の農地になります。

この場所は、住宅に囲まれており田としての原型が無く利用は困難な場所でありました。以前は、水苗代として利用していたが昭和45年以降、宅地と一体利用し家庭菜園地として利用しておりました。

また、周辺は宅地化が進んでいるため、営農することも困難であると見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいま、安部幸美 職務代理から、現地調査の結果報告があった議案第5

号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

6 番（小畑純市 委員）

6 番の小畑純市です。

この非農地証明を出す意味があるのか。

事務局

法務局で地目変更登記する場合に、この非農地証明書がなければ地目変更登記ができません。

議長

他にないようですので、議案第 5 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり非農地相当と決することとします。

議長

次に、議案第 6 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

45 ページをお開き願います。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 5 年 1 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

46 ページをお開き願います。

令和4年度農用地利用集積計画（第9号）の新規及び再設定に利用権を設定するものが46ページから67ページに記載されております。

決定依頼の件数は、新規で新-444から新-583までの140件と再設定の再-17から再-215までの199件で合計件数が339件であります。

契約期間別の内訳についてであります。はじめに新規について、契約期間2年が1件、3年が17件、4年が4件、5年が67件、6年が5件、8年が1件、10年が33件、19年が12件で、地目は田で729,836㎡、畑で15,383㎡、樹園地で3,516㎡、採草放牧地で10,000㎡となり面積が758,735㎡であります。次に再設定について、1年が6件、2年が1件、3年が49件、4年が9件、5年が84件、6年が31件、10年が19件で、地目は田で1,184,055.13㎡、畑で17,873㎡、となり面積が1,201,928.13㎡であり新規と再設定の面積合計が1,960,663.13㎡となります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第6号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

はじめに、議案第6号 新-444から581及び新-583について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

2番（石山 元一 委員）

2番の石山元一です。

新-477について、12月総会で他に売るため解約されているが、今回新規

の利用集積となっているのは、どういう事なのか。

事務局

12月総会で売るということで賃貸借の合意解約がされたが、今回利用集積計画の新規として挙げたということは、何らかの事情で売ることができずに他に貸したと思われる。詳細については当事者に確認していないため、分かりません。

議長

暫時休憩します。

～休憩～

議長

再開します。

～再開～

議長

他に何かありますか。

ないようですので、議案第6号 新-444 から 581 及び新-583 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案とおり決することとします。

議長

次に、新-582 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 13 番 畠山繁司 委員は退席願います。

(13 番 畠山繁司 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-582 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 13 番 畠山繁司 委員は入室をお願いします。

(13 番 畠山繁司 委員 入室し着席)

議長

つぎに再－17 から 48、再－51 から 58、再－62 から 95、再－97 から 112、再－115 から 126、再－130 から 215 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、再－17 から 48、再－51 から 58、再－62 から 95、再－97 から 112、再－115 から 126、再－130 から 215 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、再－49、50 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 5 番 小林大樹 委員は退席願います。

(5 番 小林大樹 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再－49、50 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 5 番 小林大樹 委員は入室をお願いします。

(5 番 小林大樹 委員 入室し着席)

議長

次に、再－59 から 61 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 12 番 富樫英悦 委員は退席願います。

(12 番 富樫英悦 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再－59 から 61 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 12 番 富樫英悦 委員は入室をお願いします。

(12 番 富樫英悦 委員 入室し着席)

議長

次に、再－96 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 1 番 渡邊久留美 委員は退席願います。

(1 番 渡邊久留美 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再－96 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 1 番 渡邊久留美 委員は入室をお願いします。

(1 番 渡邊久留美 委員 入室し着席)

議長

次に、再－113、114 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 13 番 畠山繫司 委員は退席願います。

(13 番 畠山繫司 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再－113、114 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 13 番 畠山繫司 委員は入室をお願いします。

(13 番 畠山繫司 委員 入室し着席)

議長

次に、再－127 から 129 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 18 番 安部幸美 職務代理は退席願います。

(18 番 安部幸美 職務代理 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再－127 から 129 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 18 番 安部幸美 職務代理は入室をお願いします。

(18 番 安部幸美 職務代理 入室し着席)

議長

次に、議案第 7 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

68 ページをお開き願います。

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 5 年 1 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

69 ページには、令和 4 年度農用地利用集積計画（第 9 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所一 7 の 1 件で、秋田県農業公社へ所有権を移転するもので、地目は田で、面積合計は 16,270 m²となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 7 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 7 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

19 番（渡邊久雄 委員）

19 番の渡邊久雄です。

17 日の女性農業者の登用について、どのようなことで来るのか。

事務局

農業会議の女性協議会が来庁して、7月の改選時に女性登用についてのお
願いだと聞いております。

議長

他にありますか。

他にないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 27 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 1 月 13 日

議 長

議事録署名委員 9 番

議事録署名委員 11 番

農地法第3条調査書

議案第1号 No.1		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市柄沢字丸山下・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市柄沢字柄沢・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市東台三丁目・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月30日、安部幸美 農業委員と伊藤昇 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.2	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定	
土地の所在	大館市粕田字中羽立・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市粕田字中羽立・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市粕田字道ノ上・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでは利用権賃貸借により譲受(借)人以外の者々と契約をし耕作されてきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、1月5日、藤盛久登 農業委員と浅利瑞穂 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第1号 No.3	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市早口字上野・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市山田字茂屋・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでは利用権賃貸借により譲受(借)人以外の者と契約をし耕作されてきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月30日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.4	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市山田字家下・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市山田字向館・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市山田字・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月30日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない